定　　款

Appier Group株式会社

2018年11月28日　作成
2021年1月29日　最終改定

Appier Group株式会社
定款

第1章
総則

（商号）

第1条　当会社はAppier Group株式会社と称し、英文では、Appier Group, Inc.と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の業務を営む会社（外国会社を含む。）及びこれらに相当する業務を営む会社（外国会社を含む。）の株式及び持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(1)　通信機器、電気機器、事務機器、コンピュータ、その他関連機器・周辺機器、ソフトウェア及びシステムの企画、開発、設計、製造、卸売、小売、販売、保守、管理、賃貸並びに輸出入に関する事業

(2)　情報処理サービス業及び電子情報の提供を含む情報提供サービス業その他の情報サービス業

(3)　インターネットプロバイダー業

(4)　出版、放送、メディア及びコンテンツに関する事業

(5)　著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウその他知的財産権の取得並びにその管理及び運営

(6)　コンピュータネットワーク又はインターネットにおける、暗号技術を用いた当事者登録、確認（認証）及び電子証明書発行のサービス並びにその仲介

(7)　前各号に附帯関連するコンサルティング事業

(8)　前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条　当会社は本店を東京都港区に置く。

（機関の設置）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査等委員会

(3)　会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができな

い場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章
株式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は3億株とする。

（自己株式の取得）
第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第9条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第12条　当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載ま

たは記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章
株主総会

（招集）

第13条　定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

（招集手続き及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集する。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、法令に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又はその代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとにあらかじめ当会社に提出しなければならない。ただし、当該株主又はその代理人は、当該書面の提出に代えて、法令の定めるところにより、当会社の承諾を得て、当該

書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

（株主総会議事録）

第18条　当会社は、各株主総会の手続及び結果その他法令の定める事項について議事録を作成する。

第4章
取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は9名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。

（取締役の選任）

第20条　取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

2. 前項の選任決議は、累積投票の方法によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠又は増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間とする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

（代表取締役の選定）

第22条　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役1名を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、その業務を執行する。

3. 当会社は、取締役会の決議により、当会社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEO、COO及びCTOその他役付取締役を選定することができる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮するこ

とができる。

2. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる

2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議）

第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがない限り、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任免除）

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（取締役会議事録）

第29条　　当会社は、各取締役会の手続及び結果その他法令の定める事項について議事録を作成し、出席取締役が記名押印、署名又は電子署名する。

（取締役会規程）
第30条　　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章
監査等委員会

（監査等委員会の権限）
第31条　　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（常勤監査等委員）
第32条　　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第33条　　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
2.　　監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第34条　　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第35条　　当会社は、各監査等委員会の手続及び結果その他法令の定める事項について議事録を作成し、出席監査等委員が記名押印、署名又は電子署名する。

（監査等委員会規程）
第36条　　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議において定める監査等委員会規程による。

第6章
会計監査人

（会計監査人の選任）
第37条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第38条　　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.　　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬）
第39条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章
会社の計算

（事業年度）
第40条　　当会社の事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当）
第41条　　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。
2.　　当会社は、毎年12月31日又は6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金）という。）を行う。
2.　　当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

（配当金の除斥期間）
第42条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2.　　未払配当財産には利息をつけない。

第8章
附　則

（定款に定めのない事項）
第43条　　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

作　成　　2018年11月28日
改　正　　2020年4月24日
　　2020年10月30日
　　2021年1月29日